

文化の森情報提供システム統合検索サーバ機器一式賃貸借
質 問 回 答 票

○質問 1

仕様書内納入期限日の件で、今後もコロナウイルス又は半導体供給不足等リース会社の不可抗力による影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく契約期間変更等の協議に応じていただけますか。

○回答 1

賃貸借契約書（案）第 18 条「この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。」のとおり、不可抗力等により状況が変化しましたら、ご相談いただければと思います。

○質問 2

契約書第 12 条に記載があるように「契約締結日の翌年度以降においてこの契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。」とありますが、損害賠償について別途協議していただくことは可能でしょうか。又、長期継続契約において過去に予算が確保できずに契約解除となった事例はありますか。

○回答 2

賃貸借契約書（案）第 12 条 2 項に記載のとおりとなります。また、過去の事例については回答が困難ですが、長期間の契約となるため、内外の環境変化により、予算が確保できない場合もあることを想定していただければ幸いです。

○質問 3

この度の入札においては委任状、入札書、応札仕様書、価格一覧表等、提出するすべての書類に押印は不要という認識でよろしいでしょうか。

○回答 3

お見込みのとおりです。

○質問 4

今回の契約は無償譲渡でしょうか。

○回答 4

「文化の森情報提供システム統合検索サーバ機器一式賃貸借仕様書」に記載のとおり、賃貸借契約終了後は、サーバ機器及び UPS は、二十一世紀館に無償譲渡していただきます。